

政令第三百七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十一号）の一部の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）第五条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十二年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第五条の二第三項第二号」を「第五条の二第三項第三号」に改める。

第十七条第三項中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講習時間を定める等の必要があるからである。